

事 務 連 絡
令和2年5月20日

不動産関連団体の長 あて

国土交通省土地・建設産業局不動産課長

「不動産における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン
(令和2年5月20日版)」について

新型コロナウイルス感染症の拡大防止については、令和2年5月4日に緊急事態宣言が延長され、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(令和2年3月28日(令和2年5月14日変更)、以下「対処方針」という。)において、「事業者及び関係団体は、今後の持続的な対策を見据え、5月4日専門家会議の提言を参考に、業種や施設の種別ごとにガイドラインを作成するなど、自主的な感染防止のための取組を進めること」とされたところです。

今般、対処方針の改定を踏まえ、「不動産における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン(令和2年5月20日版)」をとりまとめました。

貴職におかれましては、貴団体加盟の事業者にも周知いただくとともに、本ガイドラインを踏まえ、「三つの密」対策を徹底していただきますようお願いいたします。

以上